

会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月二十日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「及び総合通信基盤局」を「、総合通信基盤局及びサイバーセキュリティ統括官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説明

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則について

1 総務省において、所掌事務の円滑な遂行を図るための組織再編が行われることとなり、このための総務省組織令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百九号）が平成三十年七月二十日から施行されることとなった。

この改正により新設されるサイバーセキュリティ統括官の所掌事務は、①情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保に關すること、②情報の電磁的流通における個人情報保護に關すること及び③総務省の所掌事務に關するサイバーセキュリティの確保に關する事務の総括に關することとされている。そして、これらの事務については、現在、いずれも情報流通行政局が所掌している事務であり、同局の検査に關する事務は、情報通信検査課が所掌している。

このため、情報通信に關連する事務、事業等を、引き続き一体的に検査するためには、情報通信検査課がサイバーセキュリティ統括官の検査に關する事務を所掌するのが適當である。

したがって、別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄に、サイバーセキュリティ統括官を追記しようとするものである。

2 この規則は、総務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（三十年七月二十日）に公布し、その日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

第五局		第一局		局
(略)	情報通信検査課	(略)	総務検査課	課及び上席調査官
(略)	総務省国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及びサイバーセキュリティ統括官、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務	(略)	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	事務分掌事項

第五局		第一局		局
(同上)	情報通信検査課	(同上)	(同上)	課及び上席調査官
(同上)	総務省国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務	(同上)	(同上)	事務分掌事項